

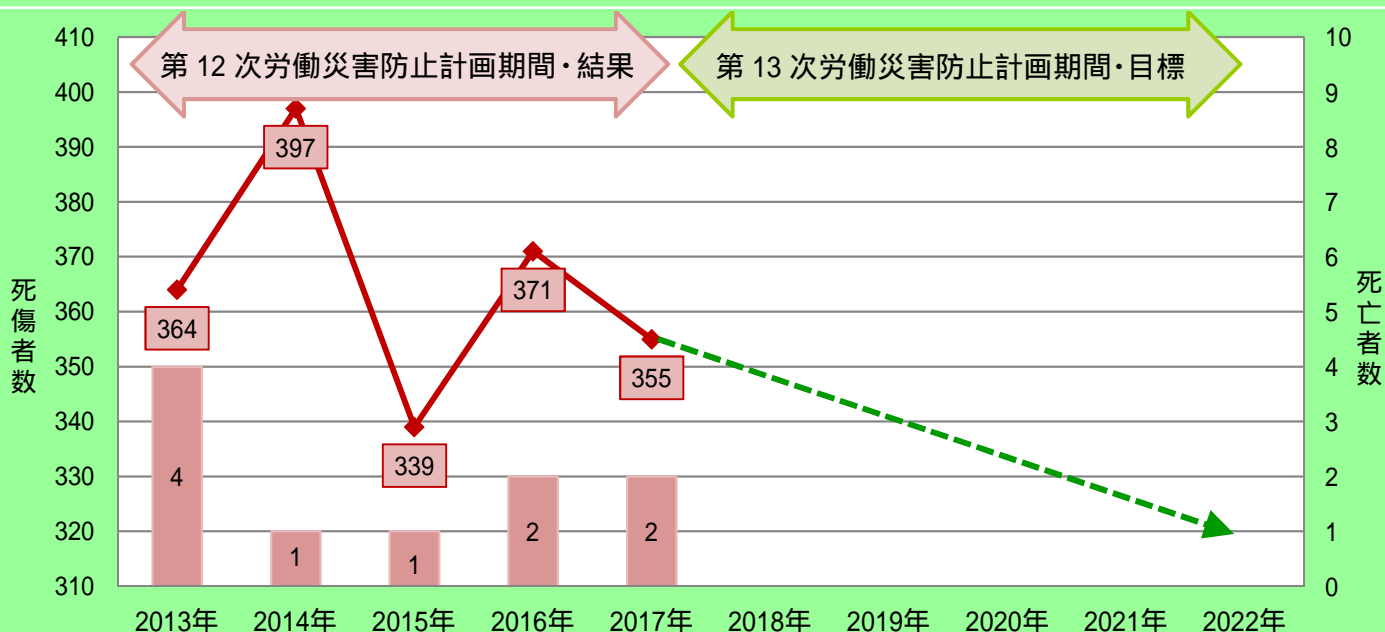
一宮労働基準監督署 第13次労働災害防止推進計画の概要

計画の目標と労働災害発生状況の推移

計画期間：2018.4.1～2023.3.31

死亡者数については、2018年から2022年までの間、各年1人以下とし、5年間に於いて5人以下とする。

休業4日以上死傷者数（以下「死傷者数」という。）については、2017年に比べ、2022年までに10%以上減少させる。



重点業種等にかかる目標

製造業・建設業

製造業のはさまれ・巻き込まれ災害及び建設業の墜落・転落災害による死傷者数については、2017年と比較して2022年までに、それぞれ10%以上減少させる。

主対策

- ・製造業について、「機械の包括的な安全基準に関する指針」に基づき、機械の本質的な安全化等の対策の徹底を図る。
- ・建設業について、施工場所に応じて、安全が十分に検討された工法、作業方法の確実な実施を推進する。

全産業における転倒災害防止

全産業における転倒災害による死傷者数については、2017年と比較して減少させ、毎年において前年を下回る。

主対策

- ・職場における4S（整理・整頓・清掃・清潔）危険箇所の表示等による「危険の見える化」、作業内容に適した防滑靴の着用等の取組の促進を図る。

陸上貨物運送事業・小売業・社会福祉施設・飲食店

陸上貨物運送事業、小売業、社会福祉施設、飲食店における死傷者数については、2017年と比較して2022年までに、5%以上減少させる。

主対策

- ・「荷役作業の安全対策ガイドライン」に基づく安全対策を推進する。
- ・多店舗展開企業等の本社・本部への安全衛生管理体制の強化の働きかけを行うなど、より効果的な安全対策を推進する。

全業種共通の重点対策

「論理的な安全衛生管理」の定着と推進

災害発生原因としての危険源に着目し、残留リスクのレベルに応じた効果的な労働災害防止対策を講じるといふ、愛知労働局が提唱する「論理的な安全衛生管理」の考え方に基づく取組の周知等を図り、「論理的な安全衛生管理」のさらなる導入・定着を促進する。

その他の対策

交通労働災害対策

「交通労働災害防止のためのガイドライン」の周知を図るとともに、関係事業者団体とも連携しつつ、交通労働災害防止対策を推進する。

高齢労働者対策

「高齢労働者に配慮した職場改善マニュアル」等を活用し、労働災害防止対策を推進する。

外国人労働者・技能実習生対策

雇入れ時を中心とした安全衛生教育の徹底を主として、労働災害防止対策を推進する。

健康確保対策

過重労働対策

長時間労働の抑制及び長時間労働者に対する医師による面接指導をはじめとする健康管理の確実な実施等、健康確保措置の徹底を図る。

メンタルヘルス対策

「心の健康づくり計画」の策定と「4つのケア」の継続的かつ計画的な実施の促進を図るとともに、パワーハラスメント防止対策を推進する。

化学物質対策

化学物質のリスクアセスメントの実施、ラベル表示及びSDSによる化学物質の危険性や有害性の情報の的確な把握・確認の徹底及び化学物質を取り扱う労働者への安全衛生教育の充実を図る。

石綿対策

石綿使用の有無の事前調査等、石綿のばく露・飛散防止措置の徹底を図る。

粉じん対策

粉じんの発生抑制措置、呼吸用保護具の適切な使用とともに、じん肺健康診断等の実施の徹底を図る。

熱中症予防対策

WBGT値測定器を普及させるとともに、WBGT値の測定とその結果に基いた熱中症予防対策の必要な措置が取られるよう対策を推進する。

腰痛予防対策

「職場における腰痛予防対策指針」の周知徹底を図るとともに、腰痛予防対策にかかる安全衛生教育の確実な実施を推進する。

受動喫煙防止対策

受動喫煙防止対策助成金制度の活用を通じ、実情に応じた受動喫煙防止対策の普及・促進を図る。

治療と職業生活の両立支援

「治療と職業生活の両立支援のためのガイドライン」の周知啓発を図る。

～ 第12次労働災害防止推進計画の目標達成状況・期間中における労働災害の動向～

死亡・重大災害の撲滅（死亡・重大災害ゼロ）➡ 目標達成ならず（毎年死亡災害発生）

死傷者数を平成24年比15%以上減少 ➡ 目標達成ならず（平成24年比6%増加）

製造業、建設業、陸上貨物運送事業で、災害全体の50%以上を占める。

第三次産業で災害全体の約40%、うち、小売業、社会福祉施設、飲食店で50%以上を占める。

転倒災害、墜落・転落災害、はさまれ・巻き込まれ災害が多発している。